

令和6年度「留学生に対する生活支援業務委託」の契約希望者募集要  
項（企画競争）

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊補給本部管理部長

澤田 和 広

令和6年度「留学生に対する生活支援業務委託」の契約について、企画競争を実施するので希望者は下記に基づき応募してください。

記

1 件名

令和6年度「留学生に対する生活支援業務委託」

2 企画競争に参加できる者の資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

(7) 令和04・05・06年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の競争参加資格を有するか、申請中である者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者。なお申請中に応募した場合は資格決定後、速やかに資格審査結果通知書(写し)を提出すること。

(8) 企画提案に関する前提事項

付紙「令和6年度留学計画」の対象学生に対し、下記に示す条件を前提に第9号に示す項目に対応する企画提案をすること。

ア 渡航サービス

(ア) 航空チケットの手配

a 官が指定した座席クラスの航空チケットを手配し、官が指定する納入期日までに指定場所へ納入できること。

b 目的地までのトランジットは旅行者の負担を考慮し、原則1回までとする。

これによれない場合は、企画提案による。

(イ) ビザ取得

a 必要なビザについて申請書の作成及び代行取得ができること。

b 官が指定する納入期限までに、指定場所へ納入すること。

イ ハウジングサービス

(ア) 留学中の宿泊先の提供

a 宿泊先は危険地域になく、使用する宿泊施設の部屋(借家の場合は玄関)に施錠できること。

b 生活する上で必要なライフライン及び家具が整っており、入居後速やかに生活を開始できること。

c 複数名課程の場合は原則、2名1部屋とする(ただし、入校する課程学生が男女混合の場合はこの限りではない)。

これによれない場合は、企画提案による。

d 宿泊先の入居、退去、更新及び変更手続きは、契約業者又は官側の代理人が行うこと。

これによれない場合は、企画提案による。

e 宿泊施設(ホテルを除く。)に係る家屋保険の契約、解約、更新及び変更手続きは、契約業者又は官側の代理人が行うこと。

これによれない場合は、企画提案による。

(イ) 車両の手配

a 宿泊施設と学校の距離が遠く、通学が困難な場合、通学に必要な車両の手配ができること。

b 借用・返却等

(a) 車両の借用、返却、更新及び変更手続きは、契約業者又は官側の代理人が行うこと。

これによれない場合は、企画提案による。

(b) 車両返却後、返却された車両から発見された物品は、官側に引き渡すこと。

c その他

複数名課程の場合、乗車できる複数名で1台とする。

ウ 請求

渡航サービス、ハウジングサービス毎の内訳を明示して請求できること。

エ 代行支払

令和6年4月1日以前に渡米し滞在中の留学生によって契約済の宿泊施設、家具レンタル、光熱水料、レンタカー、車両リースの代金支払いを代行できること。

(9) 要求事項

留学生に対する生活支援業務委託について、以下のア～オに関する企画を提案すること。

内容の充実や代替案は参加者の企画提案による。

ア サービス内容について

(ア) 渡航サービス

a 航空チケットの手配

b ビザ取得

(イ) ハウジングサービス

a 滞在中の宿泊先の手配（宿泊先がホテルでない場合、光熱水料及び家具の手配並びに家屋保険も含む。）

b 車両の手配

(ウ) 請求方法

請求回数、請求日、支払方法、年度末対応

(エ) 代行支払

イ 情報保全について

(ア) 業務上知り得た情報の流出防止に関する保全体制・社内規定の整備状況

(イ) 情報流出に関する教育

ウ 経費の見積りについて

(ア) 価格の設定方法

(イ) 要求内容に沿った見積書の提示要領

(ウ) 見積価格について詳細な内訳の提示要領

エ 連絡体制について

(ア) カスタマーサービス

(イ) 不測事態の対処

(ウ) 履行中のトラブル報告要領

オ その他

サービス内容について、自社の能力をアピールできること。

- (10) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

### 3 企画競争参加申し込みに関する手続き等

#### (1) 参加表明書提出先

〒114 - 8565

東京都北区十条台一丁目5 - 70

海上自衛隊補給本部管理部契約課審査係

03 - 3908 - 5121 (内線5636)

#### (2) 提出期間

令和6年2月20日(火) ~ 令和6年3月5日(火)

(郵送する場合は、提出期間中に必着のこと。)

#### (3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

#### (4) 提出書類

ア 参加表明書(別紙様式) 1部

イ 競争参加資格に係る資格審査結果通知書(写) 1部

ただし、競争参加資格を有していないものは、会社の財政状況・経営成績を証する書類(直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書並びに会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書及び内部統制システム整備状況の概要)

ウ この企画競争に参加を希望する者は、業務従事者リスト及び次に示す履歴資料、別封の非公知の情報の取扱いに関する資料を提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、提出した資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の

提出、契約担当官等との協議等に応じる義務を負うものとする。

エ 業務従事者に係る履歴資料は、任意の書式により次の内容を記載する。ただし、必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

各業務従事者毎の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、資格、母語及び外国語能力、国籍その他文化的背景、業績等( 修業、従事、取得等の時期及び期間を含む。)

オ 非公知の情報の取扱いに関する資料は、次を標準とする。ただし、必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報について、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱うとともに、契約相手方の代表権を有する者、役員( 持分会社にあっては社員を含む。 )、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者は、これに接してはならず、かつ、職務上の下級者等に対してその提供を要求してはならない旨を定める社内規則( 締約締結のときまでに施行予定であるときは、当該施行期日が明記された発簡済みの未施行規則 ) の写し

契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者( において「親会社等」という。 ) の一覧及び契約相手方との資本又は契約( 名称如何を問わない何らかの合意をいい、間接契約、三者間契約等を含む。以下同じ。 ) 関係図

顧客との契約に基づき契約相手方以外の者に対する伝達又は漏えいが禁じられた情報が報告、共有その他情報提供の対象とならないことが明記された契約相手方とその親会社等との関係を規定する契約を化体する書面すべての写し

#### ( 5 ) 企画競争説明書の交付

参加表明書を確認した後、次の事項を記載した企画競争説明書を交付する。

- ア 実施要領
- イ 企画提案に関する要求
- ウ 仕様書概要
- エ 企画提案書等作成要領
- オ 企画提案書等審査要領

## 4 企画提案書の提出等

### ( 1 ) 提出期限

令和6年3月19日(火)午後5時15分まで

(2) 提出場所

第3項第1号に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便で提出期限までに必着のこと。)

5 評価結果の通知

企画提案書の評価実施後、契約候補者として1者を選定し、令和6年3月26日(火)を目途に評価結果を郵送にて通知する。

6 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：第3項第1号に同じ。

イ 時間：直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日(土、日及び祝日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日(土、日及び祝日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から3日(土、日及び祝日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 応募に当たっての留意事項

応募者は、応募に当たり、次の各号について同意した上で応募するものとする。

(1) 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

(2) 正当な理由がなく資料を期限までに提出しなかった者の応募は無効とする。

(3) 本公示に示した参加資格を満たさない者の応募は無効とする。

(4) 説明会、企画提案会への参加、企画提案書の作成及び企画提案書の送付に要する費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出資料は、他の目的には使用しない。

(6) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。

( 7 ) 当該募集に関する問合せを、補給本部管理部契約課審査係に行うことができる。

添付書類：付 紙

別紙様式「参加表明書（記入例）」

## 令和 6 年度留学計画

課程 番号	派遣先	滞在都市	出国予定数 及び時期	帰国予定数 及び時期	滞在 期間	人数
1	カリフォルニア州	サンディエゴ	1(R6.7)	0	300	1
2	アリゾナ州	ツーソン	3(R7.1)	3(R7.2)	35	3
3	カリフォルニア州	サンディエゴ	1(R6.6)	1(R6.6)	317	1
4	カリフォルニア州	サンディエゴ	2(R7.1)	2(R7.3)	63	2
5	カリフォルニア州	サンディエゴ	2(R6.8)	2(R6.11)	84	2
6	カリフォルニア州	サンディエゴ	0	5(R6.10)	64	5
7	カリフォルニア州	サンディエゴ	3(R6.4)	0	86	3
8	カリフォルニア州	ポートヒューニメ	2(R6.11)	2(R7.2)	60	2
9	バージニア州	ダーグレン	4(R6.10)	4(R6.11)	42	4
10	カリフォルニア州	サンディエゴ	2(R6.5)	2(R6.8)	63	2
11	カリフォルニア州	サンディエゴ	2(R7.3)	2(R6.4)	21	2
12	カリフォルニア州	ムアズタウン	3(R6.10)	3(R6.12)	42	3
13	ニュージャージー州	ムアズタウン	4(R6.11)	4(R6.12)	9	4
14	ニュージャージー州	ムアズタウン	6(R6.5)	6(R6.6)	42	6
15	ニュージャージー州	ムアズタウン	3(R6.12)	3(R7.3)	137	3
16	ニュージャージー州	ムアズタウン	2(R7.2)	0	60	2
17	ニュージャージー州	ムアズタウン	0	5(R6.5)	40	5
18	ニュージャージー州	ムアズタウン	4(R7.2)	0	55	4
19	バージニア州	ダーグレン	5(R7.2)	5(R6.5)	130	5
20	ニュージャージー州	ムアズタウン	5(R6.10)	0	180	5
21	ニュージャージー州	ムアズタウン	1(R6.4)	1(R6.5)	35	1
22	バージニア州	ダーグレン	2(R6.5)	2(R6.8)	77	2
23	バージニア州	ダーグレン	0	2(R6.12)	130	2
24	バージニア州	ダーグレン	0	3(R6.12)	225	3
25	バージニア州	ダーグレン	4(R7.3)	0	45	4
26	カリフォルニア州	サンディエゴ	2(R6.5)	2(R6.7)	35	2
27	カリフォルニア州	サンディエゴ	3(R6.5)	3(R6.5)	14	3
28	カリフォルニア州	サンディエゴ	2(R7.2)	2(R6.4)	21	2
29	カリフォルニア州	ポートヒューニメ	1(R7.2)	1(R7.3)	35	1
30	バージニア州	ダーグレン	3(R7.3)	3(R6.9)	19	3

課程 番号	派遣先	滞在都市	出国予定数 及び時期	帰国予定数 及び時期	滞在 期間	人数
31	テキサス州	サンアントニオ	2(R7.2)	2(R6.6)	115	2
32	カリフォルニア州	サンディエゴ	1(R6.8)	1(R6.9)	40	1
33	カリフォルニア州	サンディエゴ	1(R6.8)	1(R6.9)	45	1
34	テキサス州	サンアントニオ	2(R6.12)	2(R7.3)	98	2
35	オハイオ州	デイトン	3(R7.1)	3(R7.2)	28	3
36	テキサス州	サンアントニオ	2(R6.7)	2(R6.7)	22	2
37	ロードアイランド州	ニューポート	2(R7.3)	2(R6.6)	92	2
38	テキサス州	サンアントニオ	1(R6.4)	1(R7.2)	264	1
39	ロードアイランド州	ニューポート	1(R6.10)	0	88	1
40	カリフォルニア州	モントレー	0	1(R6.6)	204	1
41	カリフォルニア州	モントレー	0	0	462	1
42	テキサス州	サンアントニオ	0	1(R6.6)	125	0
43	バージニア州	ダーグレン	0	1(R6.8)	124	1
44	バージニア州	ダーグレン	0	2(R6.12)	280	2
45	バージニア州	ダーグレン	0	3(R6.9)	175	3
46	ニュージャージー州	ムアズタウン	0	3(R6.10)	203	3
47	ロードアイランド州	ニューポート	0	1(R6.7)	98	1

海上自衛隊補給本部管理部長 殿

株式会社  
代表取締役社長

参 加 表 明 書

令和6年度「留学生に対する生活支援業務委託」(補本公示06-1第5号(令和6年2月20日))について、下記のとおり応募します。

記

調達品目
令和6年度「留学生に対する生活支援業務委託」

添付書類：資格審査結果通知書

業務従事者リスト及び履歴資料

非公知の情報の取扱いに関する資料